

**平成24年度教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価に関する報告書**

甲賀市教育委員会

平成25年1月

目 次

■ はじめに	1
■ 甲賀市教育行政評価制度の概要	2
1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成	2
2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過	2
3. 点検・評価の対象となる事業	3
4. 点検・評価の視点	4
5. 評価基準	4
6. 点検・評価の流れ	5
■ 点検・評価の結果	6
1. 事業別点検・評価の結果	6
2. 事業別教育行政評価委員会点検評価コメント及び教育委員会の 今後の取り組み（具体的方策等）について	7
① 教育委員の研修事業（委員協議会）	7
② A L T等設置事業	8
③ 適応指導事業	9
④ 休日保育事業	10
⑤ 公民館管理運営事業 ⑥ 公民館事業の推進	11
⑦ 図書館管理運営事業	12
⑧ あいこうか市民ホール文化事業	13
⑨ あいの土山文化ホール事業委託、あいの土山文化体育振興会 スポーツ事業委託（2事業一括）	14
⑩ 甲賀創健文化振興事業団文化事業委託、甲賀創健文化振興事 業団スポーツ事業委託（2事業一括）	14
⑪ 歴史資料館等施設の管理運営事業	15
■ 甲賀市教育行政評価委員会の講評	16
■ おわりに	17
■ 資料	
1. 甲賀市教育行政評価委員会規則	

■ はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）により教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することと定められています。

本報告書は、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たすため、平成23年度に実施した事業から評価対象事業を抽出し、教育に関し学識経験を有する方々で構成する「甲賀市教育行政評価委員会」の知見を活用しながら点検及び評価を実施した結果をまとめたものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

■ 甲賀市教育行政評価制度の概要

1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成

甲賀市教育行政評価委員会規則に基づき、下記のとおり委嘱しました。

(資料「甲賀市教育行政評価委員会規則」参照)

人数：5人 ※平成24年度から1名増員

任期：平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

委員名簿

役 職	氏 名	分 野
委員長	西村 泰雄	社会教育経験者
副委員長	川瀬 典子	学校教育経験者
委員	竹崎 文雄	教育行政経験者
委員	野口 観道	学校教育経験者
委員	馬場 康次	民間企業経営者

2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過

甲賀市教育行政評価委員会は、点検・評価対象事業を選定し、教育委員会事務局が行った事務事業評価に対して、事業担当課からヒアリングを実施しました。

ヒアリングにおける説明や質疑、現場踏査を踏まえ、委員ごとに各事業を評価し、教育行政評価委員会として、評価結果の決定及び外部評価報告書を作成されました。委員会の活動経過は、下記のとおりです。

日 時	内 容
平成24年6月13日(水) 10時00分～12時10分	第1回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 教育行政評価委員委嘱状の受領 ・ 教育行政評価制度の概要 ・ 正副委員長の選出 ・ 平成24年度事務事業の評価手法等協議

平成 24 年 7 月 19 日(木) 13 時 30 分～17 時 45 分	第2回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 点検評価対象事業の選定 ・ 外部評価(2次評価)の進め方協議
平成 24 年 9 月 24 日(月) 13 時 30 分～18 時 00 分	第 3 回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 昨年度最終評価でBまたはCと評価をされた事業の見直し、改善について事業担当課から報告 ・ 外部ヒアリング(2次評価)実施 5 事業
平成 24 年 10 月 4 日(木) 13 時 00 分～18 時 00 分	第 4 回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 昨年度最終評価でBまたはCと評価をされた事業の見直し、改善について事業担当課から報告 ・ 外部ヒアリング(2次評価)実施 6 事業
平成 24 年 10 月 11 日(木) 10 時 00 分～11 時 40 分	A L T 設置事業評価に伴う現場視察及び関係職員・委託業者との意見交換(甲南中学校訪問)
平成 24 年 10 月 22 日(月) 13 時 30 分～14 時 30 分	第 1 2 回甲賀市教育委員会定例会の会議傍聴
平成 24 年 10 月 29 日(月) 13 時 30 分～17 時 45 分	第 5 回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 2 次評価のまとめ
平成 24 年 11 月 7 日(水) 8 時 30 分～12 時 00 分	第 6 回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 2 次評価のまとめ ・ 甲賀市教育行政評価外部報告書の検討
平成 24 年 11 月 29 日(木) 8 時 30 分～ 11 時 30 分	第 7 回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 甲賀市教育行政評価外部報告書(答申)作成

3. 点検・評価の対象となる事業

(1) 対象事業

点検・評価の対象は、地教行法第 2 3 条で「教育委員会の職務権限」と規定されている平成 2 3 年度に実施した事業で、「甲賀市教育振興基本計画」により計画されている「今後 5 年間に取り組む教育施策」に基づいて毎年策定する「甲賀市教育行政基本方針」に掲載された主要施策を中心に評価を行いました。

(2) 対象事業の選定方法

点検・評価対象事業の選定作業は次の方法で選定。

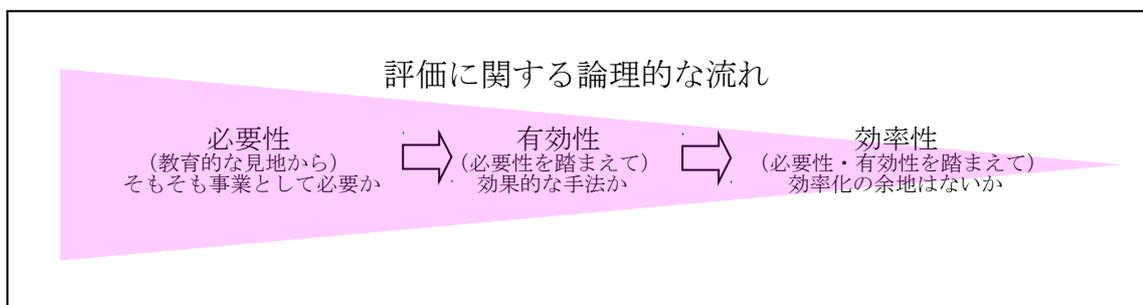
I 教育行政評価委員会の各委員が評価すべき事務事業を抽出。

II 抽出された事務事業を必要に応じて、事業担当課の概要説明を求めながら教育行政評価委員会委員の合議制により11事業を最終決定。

4. 点検・評価の視点

評価項目は、「目的の必要性」、「成果の有効性」、「手法の効率性」とし、評価については、事業の効率性だけではなく、大局（教育的見地から必要か）から局部（施策を実施するためのコストは適正か）へ分析的評価を行いました。

また、分析的評価を踏まえて今後の事業の方向性（事業の規模、手法の改善）を判断しました。



5. 評価基準

事業の目的に対して、「必要性」、「有効性」及び「効率性」等を総合的に判断し、下記に示す5区分から達成度を評価しました。

評価		評価基準
S	予想以上に効果的で優れた取り組みを行っている	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予想以上に効果的で他の事業にも影響を与える等優れた取り組みを行った。 ○ 活動及び施策の目的達成に向けて予想以上の成果をあげた。 ○ 課題や問題点がほとんどなかった。
A	順調に達成している	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的で優れた取り組みを行った。 ○ 活動及び施策の目的達成に向けて大きな成果をあげた。 ○ 課題や問題点は多少残った。

B	概ね順調に達成している	<input type="radio"/> 効果的な取り組みを行った。 <input type="radio"/> 活動及び施策の目的達成に向けて一定の成果をあげた。 <input type="radio"/> 大きな課題や問題点はない。
C	達成見込みであるが一部課題がある	<input type="radio"/> 取り組みを行った。 <input type="radio"/> 活動及び施策の目的達成に向けて多少の成果をあげた。 <input type="radio"/> 課題や問題点がある。
D	達成に向け困難な課題がある	<input type="radio"/> 取り組みを行わなかった。 <input type="radio"/> 活動及び施策の目的達成に向けて成果があがらなかった。 <input type="radio"/> 大きな課題や問題点が残った。

6. 点検・評価の流れ

平成24年度の甲賀市教育行政評価は、事業担当課が作成する点検・評価シート、その他資料及び事業担当課へのヒアリングを参考に、教育委員会としての事業の「必要性」、「有効性」及び「効率性」などの分析的評価を加えながら、今後の事業の方向性を判断し、次年度以降の事業規模及び手法の改善等について検討しました。

事業担当課の自己評価から始まり、教育委員会事務局次長による1次評価、引き続き甲賀市教育行政評価委員会による各事業担当課へのヒアリング、現場踏査の結果から合議制により2次評価が決定しました。2次評価の結果は、「平成24年度甲賀市教育行政評価外部報告書」として報告されました。

これらの点検評価結果を参考に、教育委員会の今後の取り組み（具体的方策等）を検討し、本報告書（最終評価）を作成しました。

■ 点検・評価の結果

1. 事業別点検・評価の結果

事業担当課	点検・評価事業名	担当者評価	1次評価	2次評価	最終評価
教育総務課	①教育委員の研修事業（委員協議会）	A	A	B	B
学校教育課	②ALT等設置事業	A	A	A	A
	③適応指導事業	A	A	A	A
こども未来課	④休日保育事業	C	C	D	D
社会教育課	⑤公民館管理運営事業	C	C	*1	*1
	⑥公民館事業の推進	C	C	C	C
	⑦図書館管理運営事業	B	B	B	B
文化スポーツ振興課	⑧あいこうか市民ホール文化事業	A	A	A	A
	⑨あいの土山文化ホール事業委託、あいの土山文化体育振興会スポーツ事業委託	A	A	*1	*1
	⑩甲賀創健文化振興事業団文化事業委託、甲賀創健文化振興事業団スポーツ事業委託	A	A	B	B
歴史文化財課	⑪歴史資料館等施設の管理運営事業	B	B	B	B

*1 事業の関連性があるため統括して評価

2. 事業別教育行政評価委員会点検評価コメント及び教育委員会の今後の取り組み（具体的方策等）について

① 教育委員の研修事業（委員協議会）

□教育行政評価委員会点検評価コメント

- ・ 全国的に教育委員会制度の今日における意義・役割について論議されているなかで、事務局から提出する教育委員会の議案が追認に終わることのないよう、実質的な意思決定のために積極的に協議会を開催し、事前討議、内容把握に努められたい。
- ・ 教育は現場で行われており、現場職員の生の声を多く聞くことで、委員自ら問題点を現場から探し出し、委員発案につなげていただきたい。

■外部点検評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的対策）等について

- ・ 教育委員として、その職務遂行に必要な知識の修得や現場の状況把握に努める必要性が高まっている中で、委員協議会を通して、職員との意見交換や現場踏査により、教育委員会の処理すべき事務に係る調査、研究を行っています。

今後も、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく所掌事務について、適正な管理執行と教育委員の役割についての理解や、重点事業に係る現地踏査により、市の情勢について理解を深められるよう、協議会を引き続き充実してまいります。

② A L T 等設置事業

□教育行政評価委員会点検評価コメント

- ・ 学校での外国語活動は、英語学習のみならず国際理解教育との連携を図ることも大切であり、時間数を増やすなど改善が求められる。
- ・ 国際化が進む中で、国際姉妹都市を提携する甲賀市において小学校、中学校へのA L T *¹導入は評価できる。さらに子どもたちにとって身近に国際交流が図れるよう積極的なC I R *²の導入も望まれる。
- ・ 指導員の採用については、J E Tプログラム*³での派遣と民間委託による採用という現行制度の2本立てで実施されているが、採用の際は、指導員等に対して、できる限り学校の教育方針に沿った指導を心がけてもらえるよう図られたい。
- ・ 指導員の雇用形態が違うことによって、学校間での格差、子どもたちの教育に差が生じないよう事業運営に努められたい。

* 1 A L T (Assistant Language Teacher) 外国語指導助手

* 2 C I R (Coordinators for International Relation) 国際交流員

* 3 J E Tプログラム (The Japan Exchange and Teaching Programme) 語学指導を行う外国青年招致事業

■外部点検評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について

- ・ 本市では、市内各中学校にA L T 1名ずつ計6名、および教育委員会にC I R 1名を配置し、市内小中学校の英語教育および外国語活動の充実を図っています。23小学校には5・6年生における外国語活動の時間、年間35時間のうち15時間にA L T とC I R を派遣して、学級担任による指導を補助しています。児童は、英語の時間を楽しみにしており、指導者も含め英語による表現活動の楽しさを知るなど充実した英語活動に向かって展開しているところです。これらの配置・派遣状況については、充実していることから、配置人数や時間数は今後も現状維持とし、指導にあたる教職員の研修を充実させることによって、力量・資質を向上させ、指導方法の一層の改善を図っていきます。
- ・ A L T やC I R が学校の方針や教職員の指導計画を十分理解したうえで、指導にあたることは重要であり、各学校において共通理解に基づく取り組みが図れるよう指導を行います。また、「J E Tプログラム」と「民間委託」の雇用形態の違い等による学校間での指導の差異を生じさせないために、教育委員会として、指導資料、教材整備を行ったところです。

今後も市内小中学校に、それらの指導資料・教材等の提供、共有を進めるとともに、定期的な指導者講習会や授業研究会を実施することにより、児童生徒への指導の充実を図っていきます。

③ 適応指導事業

□教育行政評価委員会点検評価コメント

- ・ 社会や家庭をめぐる問題が複雑化、多様化しているなか、今後学校に適應できない子どもは増える傾向にあると思われる。学校や保護者、専門的な研究機関等の連携も図りながら様々な原因や理由をきめ細やかに分析し、支援対象者の減少策を考える必要がある。
- ・ 支援対象者が市内全域に広がっており、教育相談体制の充実を図るためにもできるだけ住まいの近くで教室に通える配慮が必要である。また、この教室の対象とならない支援の必要な児童生徒への対応についても、各関係機関と連携を強化していくことが望まれる。

■外部点検評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について

- ・ 適応指導教室は、不登校や学校不適應の課題を持っている児童生徒のうち適応指導教室には通うことができ、個別の学習や活動が可能な児童生徒を対象として、指導や支援を行っています。

現在、3教室*1において、市内の対象児童・生徒の指導・支援を行っており、本市としては、児童生徒が通級しやすい状況であると考えています。民間の施設の協力を得た指導・支援や市民協働事業と連携をしながら、25年度も同じ体制で学校復帰率の向上に努めてまいります。

- ・ 一方、家から出ることが困難で適応指導教室に通うことができない児童生徒については、訪問指導員や学級担任、加配教員などによる粘り強い家庭訪問を継続したり、市家庭児童相談室等との連携や学校教育課の教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の効果的活用により支援の充実を図ります。
- ・ 学校教育現場においては、このような児童生徒を減少させるために、その原因や理由について分析をきめ細かく行うとともに、「学校を休み始めた子の初期シート」の充実や「居心地のよい学級集団づくり」「わかる授業づくり」「ソーシャルスキルトレーニング」など、具体的な取り組みを進めます。

*1 甲賀市適応指導教室（所在地：水口町）、甲賀市適応指導教室信楽分室、甲賀市適応指導教室甲賀分室

④ 休日保育事業

□教育行政評価委員会点検評価コメント

- ・ 核家族化、少子化が進行するなか、就労対策においても子育て支援を目的とする当事業の必要性は高い。これまでの制度運用や周知の方法などを再検証し、利用者のニーズに合わせた制度設計の見直しが必要である。
 - a 身近な各地域の子育て支援センターの活用や利用料金の負担軽減、利用時間の検討など環境整備に努められたい。
 - b 利用ニーズに比べて利用実態が少ない原因の追究と、潜在化する需要の把握に努められたい。
 - c 利用時間等が就労される本人の事情に合っていないなど、就労対策の一つとして取り組んでももらいたい。

■外部点検評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について

- ・ 休日保育事業については、多様化する社会環境や就労形態により、休日において保育を必要とする児童がいることから、引き続き事業を実施します。
- ・ 一層の保護者ニーズに沿った制度とするため、利用頻度の高い地域を中心に、制度の周知を兼ねて保護者へのアンケート調査を実施し、利用実態や利用ニーズ等を把握した上で、実施施設や利用時間、利用料金等、制度の仕組みや運用の見直しの検討を行い、25年度に向けて具体的な手法・方策を示してまいります。
- ・ 制度の認知度を高めるために、市ホームページ、市広報紙、地域情報基盤による情報サービス等のあらゆる広報媒体や各園を通じての案内等により、市民の皆様にこれまで以上の浸透に努めてまいります。

□教育行政評価委員会点検評価コメント

- ・ 公民館は地域住民の生涯学習や交流の拠点として必要不可欠な施設であるが、一部の公民館では平成23年度から、地域市民センターが併設されたことでその役割が不明確になりつつあり、市民の公民館離れが懸念される。早急に、地域住民のための公民館と地域市民センターの関係について市長部局と再検討し、抜本的な制度設計の見直しが必要である。
- ・ 公民館は地域の多様な学習課題に対応した学習機会、情報の提供等を通じて地域住民の学習活動を支援する地域に密着した施設でなければならないが、現行の中央公民館を主軸とした体制での地域公民館では、その機能が十分果たせていない。中央公民館との役割を整理し、地域事情を良く知る地域公民館の独自性が発揮できるよう、中央と地域が相互に協力し有機的な体制作りが必要である。
- ・ 公民館は地域住民が気軽に利用でき、安心安全な学びの場、交流の場が提供できるように必要に応じてエレベーターを設置するなど、計画的な施設の改修等に努められたい。

■外部点検評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について

- ・ 公民館は、社会教育施設として地域の皆様の生活に即する教育、学術及び文化に関する事業などを行なう社会教育、生涯学習の拠点であることを再認識し、地域のさまざまな課題を地域で解決するための学習プログラムや情報の提供を行います。24年度は地域要望による地域市民センターでの講座の企画実施や、人権、福祉、環境、健康の4つの課題をテーマとした講座の実施などを地域市民センターと協力して行いました。
- ・ 甲賀市の基盤となる自治振興会等地域において特色ある学習活動を活性化していただくためにも、公民館と地域市民センターとの連携をより密にし地域学を展開します。そのための資源（人、モノなど）を積極的に収集整理し、地域理解を図り、地域に生かしていただけるようなコーディネートを行うなど必要な情報を発信し地域事業への積極的な支援を行います。また、公民館と地域市民センターを中心とした地域での学習活動の推進に向け、地域コミュニティ推進室をはじめ組織を横断した体制の検討にも取り組みます。
さらに、公民館活動をさらに周知するため、市の行政情報番組の活用や定期的な公民館だよりを発行し、地域市民センターでの広報活動も併せ地域への充実した広報に努めてまいります。
- ・ 施設改修、修繕等については、バリアフリー化も含め利用者に優しい施設を目指し計画的に進めます。

⑦ 図書館管理運営事業

□教育行政評価委員会点検評価コメント

- ・ 旧5町にそれぞれ図書館があるという位置づけでなく、甲賀市にはそれぞれ独立性、専門性を持たせた図書館が5館もあるという志向で事業展開を図られたい。
- ・ 従来の貸出中心のサービスに加えて、地域を支え、地域に密着した図書館の運営が必要である。
- ・ 情報拠点としての機能拡大を図るうえで、図書館への来館が困難な人への主たる情報源として、移動図書館車の配車時期や場所を工夫され、利用しやすい運営に努められたい。
- ・ 急激な社会の変化に対応しながら、図書館が地域の情報拠点としての役割を果たすためには、図書館の専門職員の配置、図書館を核として学校、公民館、地域市民センター等が連携を図り、甲賀市の総合的な読書活動の向上を目指した職員のスキルアップが必要である。

■外部点検評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について

- ・ それぞれの図書館はコンサートや映画会、おはなし会など地域に根ざした事業を定期的に行っています。また、歴史民族資料館などが併設された施設もあり、5館が他の併設施設とも連携し地域で特色ある活動を拡充し活発に事業展開します。
- ・ 図書館への来館が困難な方への図書館サービスとして移動図書館車の巡回だけでなく、地域で実施される行事への出張サービスを計画し実施に向け調整します。また、子どもの生きる力の基礎となる読書の習慣を身につけさせるため、乳幼児期からブックスタート、おはなし会など本に触れる機会を増やし、学齢期には読書活動をより推進するため図書担当教諭をはじめ学校との連携を深めます。公民館、地域市民センター等の公的施設においても図書館の活動を展開します。
- ・ 利用者を待つだけでなく市民の暮らしに役立つ情報拠点として、本の情報だけでなく地域、生活などの情報の紹介や発信ができる職員を目指し自己研鑽、専門研修等を行うなど市民に開かれた魅力ある図書館となるよう職員の資質向上に努めてまいります。

⑧ あいこうか市民ホール文化事業

□教育行政評価委員会点検評価コメント

- ・ 文化、芸術振興の基幹施設として、当ホールは市民にとって必要な施設である。また、他の文化ホール3館についても、地域文化づくりの拠点として、文化、芸術の振興に大きな役割を果たしている。

今後も当ホールを中心に市民のニーズの把握に努め、地域の文化的資源を活かした独自性のある事業の企画運営を図られたい。

- ・ 学芸員など専門職員を増員し、施設利用コンセプトを明確にした積極的な経営努力と将来を見据えた計画的な事業の展開を図られたい。
- ・ 運営委員会等を設置するなどして、施設の設置目的や事業の目標達成、経営の効率化等を様々な視点から点検を行い、外部からの提言・意見を取り入れる体制づくりが必要である。

■外部点検評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について

- ・ 現在あいこうか市民ホールを中心として、碧水ホール・甲南情報交流センター・あいの土山文化ホールの4館が、ホールや地域の特徴を生かした事業を実施しております。

今後は更に地域住民のニーズを把握し、客席が固定式のホールにおいては本物の舞台芸術に触れる鑑賞事業を中心とし、可動式のホールにおいては鑑賞事業とともに地域文化の発表など多目的な利用を図るなどホールの特徴や規模の大小に合った事業展開を図ってまいります。

また、平成24年6月に施行された「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」に基づく国・県の動向を注視し、文化ホールが担うべき役割が十分に発揮できるよう、併せて「甲賀市文化のまちづくり審議会」での意見を反映し、魅力あるプログラムの提供に加え、専門職員の増員の検討も含め、効率的な運営を実施します。

⑨ あいの土山文化ホール事業委託、あいの土山文化体育振興会スポーツ事業委託

⑩ 甲賀創健文化振興事業団文化事業委託、甲賀創健文化振興事業団スポーツ事業委託

□教育行政評価委員会点検評価コメント

- ・ 両財団は、市民協働による文化・体育事業の企画、運営を目的としており、それぞれが自主的に、特色ある文化芸術の振興、生涯スポーツの推進を図っている。

今後は、各財団の特色ある取り組みを更に統合的、一体的に進めるとともに、効率的、効果的な法人運営と経営体制の強化を推進する観点から、運営団体を統合するなど全市的な新たな経営体による管理運営が望まれる。

■外部点検評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について

- ・ 甲賀、土山については合併以前から財団法人が組織され、地域の体育施設や文化施設を活用した独自の事業展開がなされており、平成18年3月には指定管理者制度による基本協定を締結し、当該地域にある施設を指定管理者の能力を活用して住民サービスの向上と管理経費の縮減を図りつつ、公共性を十分に理解し適正かつ円滑に管理運営をいただいているところです。

一方、水口、甲南、信楽では、体育館や、文化施設に市職員や嘱託・臨時職員を配置し、施設を活用した事業を行っております。

本市において文化・体育施設については、直営管理と指定管理に分かれておりますが、どちらの地域においても「甲賀市スポーツ振興基本計画」や「甲賀市文化のまちづくり」計画に基づき、各種事業を展開しており、管理形態に違いはあるものの、振興体制は整っていると考えております。

しかし、将来的には市の文化・スポーツ施設を管理するうえで、全市的な経営体による管理運営が必要であると考えていることから、今後両財団や市の状況を見極めながら、慎重に協議・検討を続けてまいります。

⑪ 歴史資料館等施設の管理運営事業

□教育行政評価委員会点検評価コメント

- ・ 郷土の歴史、伝統文化の資料の収集・整理・保存・公開は、市内各所に分散する資料館等を活用することで、細かく永く後世に伝えるという重要な役割を担っている。

しかしながら、各施設での公開手法の特色を保ちつつも、入館料の不均衡など全市的な運営形態の統一化を検討する必要がある。

また、人が集まる歴史資料館であるために、市民自らが参画、活動する拠点づくりと、楽しさ、懐かしさ、遊び心を忘れない企画づくりに努められ、市内の学校、公民館、文化施設及び市長部局（商工観光、広報）と連携した事業の取り組みが必要である。

■外部点検評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について

- ・ 市内の歴史資料館等施設では、それぞれの地域の文化と歴史について学ぶことができるよう当該地域の特徴を反映した運営を行っています。地域の特色を生かした歴史資料館の役割や位置づけのもと、展示内容に即した入館料としております。今後は、より人が集まる歴史資料館となるよう、まちの歴史・文化を総合的かつ市内情報を共有できる魅力ある展示に努め充実した特色のある展示を行いながら、入館料のあり方も検討いたします。

また、歴史講演会の開催や市民の参画による伝統文化の体験教室などの事業も行います。

さらに、小学校の授業に資料館見学を取り入れ、郷土学習の機会を充実するなど学校教育との連携を密にすることや、観光施策と横断的な展開を図るとともに、市の広報紙や地域情報基盤による情報サービスなど、あらゆる広報媒体を通じて歴史文化の魅力発信に努めてまいります。

なお、以上の事項も含め、今後の歴史資料館の運営のあり方については、甲賀市文化財保護審議会に諮り、「（仮称）甲賀市歴史資料館等運営計画」を策定いたします。

■ 甲賀市教育行政評価委員会の講評

外部点検・評価（２次評価）を終えて

教育行政評価委員が選定し、教育的な見地から点検・評価を行った11事業は、どれも甲賀市の教育基本方針「たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる」に基づいた、甲賀市がめざす教育の姿を実現するために必要不可欠な事業であると感じた。

一方で、一部の事業においては、甲賀市が誕生して8年が経過したにもかかわらず、旧町の前例踏襲的な事業展開や自己評価になっているところも見受けられ、「甲賀市らしさ、甲賀の教育の特色」を打ち出すための手法の見直しや、特にC・Dの評価をした事業については、地域住民の意向や利用者側のニーズをつかみ、制度設計を含めた抜本的な見直しが要求されるべきものと感じた。見直しにあたっては、担当課のみの対応では実現不可能なものもあり、他部局と密接に連携し、横断的な取り組みが必要である。

また、昨年度、甲賀市教育行政評価制度に基づき当委員会で初めて外部による点検・評価を実施したが、その点検・評価結果をどのように平成24年度の事業に活かしているかという点に関しては、やや不明瞭であり、外部評価を加えたPDCAサイクルの構築に向けた適切な制度運用を図っていただくとともに、評価の基準についてもより明確で判定しやすい内容に見直していただきたい。

最後に市民のニーズの多種・多様化や少子・高齢化の進行、さらには、情報化の急速な進展など社会情勢の変化を的確に捉えられる教育行政の構築に向け、我々のこの外部評価が、甲賀市の将来像である「人 自然 輝き続ける あい甲賀」を具現化するための一助になればと願ひ今年度の点検、評価を終えたい。

平成24年12月4日

甲賀市教育行政評価委員会	委員長	西村 泰雄
	副委員長	川瀬 典子
	委員	竹崎 文雄
	委員	野口 観道
	委員	馬場 康次

■ おわりに

この点検・評価は、先ず、昨年度教育委員会が取り組んだ主要な事業86事業の中から11の事業を評価対象事業として、第三者（外部）評価機関である甲賀市教育行政評価委員会が選定され、その後、事業担当課から平成23年度の実施した内容は勿論、本年度の実施状況についても聴き取りや提言を行うとともに現場視察の結果も加味しながら、専門的な視点に加えて市民感覚により近い目線で評価いただきました。

その後、この評価を市民の皆様からいただいた「声」として、重く受け止め、教育委員会内部で実施する最終評価に組み入れ、次年度以降の事業のあり方の検討も進めながら、教育委員会の点検・評価としてまとめあげました。

教育委員会の事務の管理及び執行状況に対する点検及び評価は、その結果を議会に報告するとともに、公表することで教育委員会の責任体制の明確化を図るものとして、地教行法で義務付けられています。毎年、実施事業等を点検及び評価し、その改善策を検討し、実行するという「PDCAサイクル」の過程を公表することは、教育委員会の果たすべき役割とその意義を広く市民に周知する機会となります。

今後もこの教育行政評価制度を活用しながら、市民の皆様によりご満足いただけるサービスが提供できるよう教育行政の推進に取り組んでまいります。

■ 資 料

甲賀市教育行政評価委員会規則 (平成23年甲賀市教育委員会規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条の規定に基づき、甲賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行うため、甲賀市教育行政評価委員会(以下「評価委員会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価結果について審議し、意見を付して答申するものとする。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 評価委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は会務を掌理し、評価委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 評価委員会は、委員長が招集する。

(会議)

第6条 委員長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、教育総務課が行う。

(運営事項の委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員会が定める。

付 則 (平成23年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年教委規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。